

賃貸マンション耐震診断の流れ

〔耐震診断〕
 建築士法第2条に規定する建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価すること

建築士事務所等

申請者

北九州市 建築指導課

事前相談・補助対象要件等の確認

制度の説明

制度の概要

- ◆補助対象者
 - ・建物所有者もしくは所有者の同意を得て補助対象事業を行う者
- ◆補助対象住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの
 - ・延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の耐火、準耐火建築物
- ◆補助金の額
 - ・1棟につき150万円を上限とし、診断に要する費用の2/3、もしくは延べ面積×面積単価×2/3のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

補助金交付申請

主な提出書類

※詳細は補助金交付申請チェックシート参照

- ・補助金交付申請書
- ・所有者がわかる書類（登記事項証明書、同意書等）
- ・建物の図面等及び昭和56年5月31日以前に建築もしくは工事着手したことが確認できる書類
- ・耐震診断に要する経費が確認できる見積書（耐震診断見積書等）
 ※自由様式。ただし、建築士事務所等の押印のあるもの

補助金交付決定通知

補助金の交付決定後
 業務契約を行うこと

耐震診断業務契約

耐震診断結果の報告

耐震診断の完了実績報告

主な提出書類

- ・完了実績報告書
- ・耐震診断結果報告書
- ・建築士事務所等と締結した契約書や注文書等の写し
- ・建築士事務所等に支払った事がわかる領収書の写し

補助金額確定通知

診断経費の請求

支払い

補助金交付請求

主な提出書類

- ・補助金交付請求書
- ・請求書兼領収書（雑用） ※市の指定用紙

補助金の支払い